

中小企業・事業者の皆様

最低賃金引上げ前に**至急**ご確認を

～以下の3つの支援策を是非ご活用ください！～

令和3年10月8日(金)より沖縄県最低賃金が「時間額820円」に引き上がります!!!

1. 業務改善助成金

中小・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資などを行った場合にその費用の一部を助成するものです！

対象事業場：「事業内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**30円以内**」、「事業場規模**100人以下**」の2つの要件を満たす事業場（助成率：費用の「**8割～9割**」）

年度内に**2回**まで申請ができます！

例：最低賃金額の引上げ前（現行792円）と引上げ後（10月8日より820円）に申請する等の方法があります。

最大**600万円**の助成が受けられます！

設備投資の範囲として生産性向上に資する**自動車やパソコン等**も補助対象となります！

交付申請期限は令和4年1月31日まで（予算がなくなり次第終了）！

申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPまで！

<コールセンター> 8:30～17:15（平日のみ）

【電話番号】03-6388-6155

<厚生労働省HP>

業務改善助成金

検索

沖縄労働局のホームページ 



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

2. 雇用調整助成金の特例措置等

雇用調整助成金等について、**11月末**までは感染が拡大している地域・特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、**助成率は最大10割**を確保する予定！

業況特例又は地域特例の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を**令和3年7月16日**以降に一定額以上引き上げる場合、**10月から12月までの間**、**休業規模要件を問わず**に助成金を支給します！

申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPまで！

<コールセンター> 9:00～21:00（年中無休）

【電話番号】0120-60-3999

<HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html



3. 中小企業等事業再構築促進事業 (事業再構築補助金)

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等に対して、**最大8,000万円の補助金**が出ます！
特に**最低賃金近くで雇用している従業員が一定割合以上**いれば、**補助率が引き上げられ、補助金を受けやすくなりました！**

第3回公募の申請受付は9月21日で締め切られましたが、今後さらに2回程度の公募を予定しております！

詳しくはコールセンター又は補助金事務局HPまで。

コールセンター 9:00～18:00(日祝日を除く)

<ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用>03-4216-4080

<補助金事務局HP>

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

【経済産業省/中小企業庁】

